

I はじめに

近年の医療は、高度化・専門化が進み、また、県民の医療へのニーズの多様化と相まって、医療機関に対する期待がますます高まっております。一方で、医療事故や医療訴訟の報道も多くあり、医療に対する信頼感が揺らいでいるようにも感じられます。

このような中、本県では、平成15年4月に患者・家族等からの苦情や相談に中立的な立場で対応する医療安全相談センターを設置し、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制を整備しているところでございます。また、全ての病院においても苦情相談窓口を設置いただき、相談者の医療に対する信頼を高めるためにご尽力いただいているところでございます。

平成19年4月に施行された第5次改正医療法では、「医療の安全の確保」の章が創設され、良質な医療を提供する体制の確立を図ることを目的に、医療機関の医療安全対策について様々な取組が義務付けられました。

また、平成27年10月に施行されました第6次改正医療法では、医療事故の再発防止により医療の安全を確保することを目的とした「医療事故調査制度」が当該章に新設され、医療機関においては更なる医療安全の確保に努めていただいております。

このような中、当センター協議会では平成19年に発刊した「医療安全相談センター事例集」を改訂し、新しい事例集を発刊する運びとなりました。法改正や新制度などに対応した新たな事例を追加しておりますので、この事例集が相談センターや医療機関の相談窓口及び医療従事者のみなさまの患者等との対応の参考として活用いただき、医療の安全と信頼を高める一助になれば幸いに存じます。

最後に、事例集の編集に貴重な御意見や多大な御尽力をいただきました長崎県医療安全相談センター協議会の委員の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

長崎県医療安全相談センター協議会 委員長
小林 正博

長崎県福祉保健部医療政策課長
三田 徹